

落書き

防止の手引き



相模原市落書き行為禁止警告デザイン
製作：女子美術大学デザインルーム 亀岡 奈々さん

相模原市



落書きを許さないまちづくり



落書きは犯罪です！

落書きは、単なるいたずら行為ではありません。
「刑法の器物損壊罪」や「軽犯罪法」に抵触する犯罪行為であり、まちの美観を損なうばかりでなく、不快感を抱かせ、他の犯罪を誘発するおそれがある迷惑行為です。

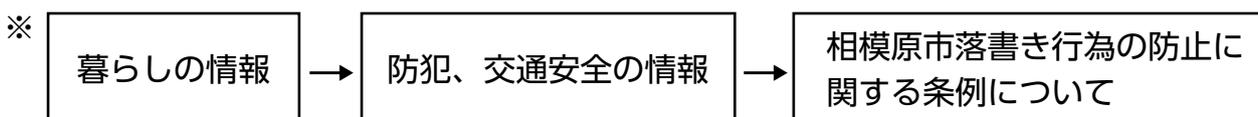


相模原市では、「落書き行為の防止に関する条例」を制定しました。

現在、残念ながら、ガードレールや案内看板、公園の遊具、電柱などにおいて、相当数の落書きが消去されないまま残っており、そこに新たな落書き行為が行われる悪循環が見受けられる状況があります。

市ではこうした事態を防ぎ、「市民の皆様が安心して快適に暮らすことができる環境の確保」を目的として、「相模原市落書き行為の防止に関する条例」を制定し、平成27年10月1日から施行しています。

条例の概要などにつきましては、相模原市のホームページなどをご覧ください。



<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/bouhan/031173.html>

地域ぐるみで対応する意義

落書きを防止する対策は、個人や所有者だけでは限界があります。地域が一体となって「落書き行為は許さない！」という意思を示し、消去や再発の防止に取り組んでいくことが重要です。

こうした身近な活動を展開することにより、景観の保護や地域の防犯力向上につながることが期待できます。



落書き行為を行わせない環境づくり

書くのは簡単、消すのは大変。

落書きは、短時間（物によっては数秒）で書かれてしまいますが、消去する作業はその何倍もの時間と労力がかかります。

また、落書き行為は主に夜間、人気のないところで行なわれるため、行為者の特定が難しく、被害者が消去などの対応をせざるを得ない状況があります。

落書きは、放置すると拡散します。～書かれてしまった落書きは消去しましょう。～

書かれてしまった落書きを放置してしまうと、監視の目が届いていない場所だと思われ、新たな落書き行為が行なわれやすくなってしまいます。一方、汚れていないきれいな場所では、落書き行為を行うことに少なからず抵抗があるはずです。

そのため、自身が所有又は管理している建物等は、日ごろから清潔に保つことを心がけ、落書きが書かれてしまった場合には、放置せず、消去などの対応をしましょう。

消去用具類の貸出し制度

市では、落書きの消去を支援するため、「落書きを書かれてしまった建物等の管理者の方」や「落書きを消したいと思っている市民の方」を対象に、消去溶剤や上塗り用の塗料などの材料・用具類の貸出しを行なっています。

- ・書かれた塗料（スプレー、ペンキなど）や建物等の材質（鉄板、コンクリートなど）によって、消去の方法や必要な用具が変わりますので、事前にご相談ください。
- ・用具の受取・返却は、各地域のまちづくりセンターなどでも可能です。
- ・他者が管理している建物等の落書きを消したいという場合、市が管理者等に働きかけますので、ご相談ください。

落書き消去に係る相談窓口

相模原市役所 本庁舎1階 交通・地域安全課
電話：042-769-8229（直通）

書きにくい環境をつくることが大切

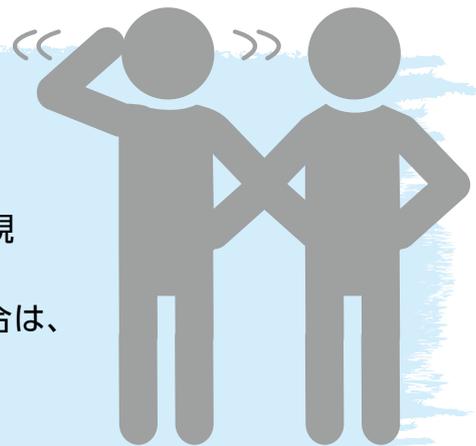
落書きを完全に防止することは困難ですが、対策を積極的に行なうことで、「落書きは許さないぞ」「監視しているぞ」という姿勢を示し、落書き行為を行いにくい状況をつくるのが大切です。

<落書き防止対策の具体例>

見回りによる監視

地域を巡回して見回することは、地域ぐるみで監視している場所であることを示すことになります。

もし、巡回中に落書きしている人を発見した場合は、近くの交番や警察に連絡しましょう。



落書き
禁止

禁止看板等の設置

「落書き禁止」等の看板を設置することで、注意を促すことができます。

また、「〇〇自治会」などの名称を入れることで、地域ぐるみの対応をアピールすることができます。

速やかな消去

落書きされてしまった場合は、速やかに消去することで、適正に管理している場所だということを示すほか、再発防止や周辺への拡散防止にもつながります。



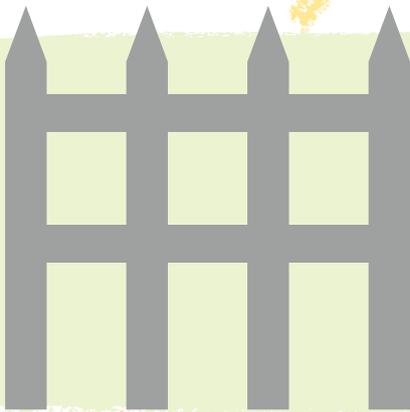
繰り返し消去

再度落書きがされてしまった場合にも、繰り返し消去することで、落書き行為が無駄であることや、常に監視している姿勢を示すことができます。



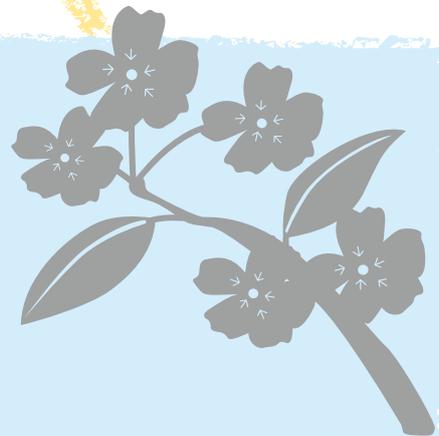
柵などの設置、修繕

建物等に侵入されないように、柵などを設けるのも効果的です。



壁面絵画の作成

落書きされないよう、事前に落書きされやすい場所に絵画などを描いてしまう方法もあります。



防犯カメラ、センサーライトの設置

常に監視している姿勢を示すため、防犯設備の設置も有効です。



※「落書き防止対策」は特殊なものではなく、いわゆる「防犯対策」全般が有効な手段になります。

落書き除去の手順

現地確認

STEP

1

対象とする落書きの状況を調査します。
※危険な箇所もありますので、安全に除去できる場所を選定します。

除去方法の検討

STEP

2

対象となる落書きの塗料や下地などにより、有効な除去方法が異なりますので、効果が最も高い除去方法を検討し、必要な用具類を準備します。
※効果的な除去方法、用具類の貸出しについては、市 交通・地域安全課にご相談ください。

管理者の承諾

STEP

3

ご自身の管理している施設以外の場所では、落書きの除去といえども所有者等の承諾が必要です。
※トラブルを防止するため、具体的な除去プラン（日時、方法など）を十分に説明し、場合によっては立会いをしていただきましょう。

安全の確保

STEP

4

作業にあたり、安全の確保には十分に留意してください。
無理のないスケジュールで、それぞれの役割を決めておくと良いでしょう。



除去作業実施

材質に合った消去方法

下地			消去方法	
素材	外観・特徴	具体例	塗料上塗り	溶剤消去
石材類	水を吸い込む 表面ザラザラ	ブロック塀、 コンクリート塀	○	×
	水を吸わない 表面ツルツル	大理石等の石材、 タイル、 コンクリート (コーティング)	△	○
金属類	水を吸わない 表面ツルツル	ガードレール、 歩道橋、 スチール看板	○	○
ガラス類	透明、 表面ツルツル	ガラス扉、 擦りガラス、 色ガラス塀	△	○
プラスチック類	プラスチック類	プラスチック看板、 アクリル塀	○	△



落書きの消去方法

その1

塗料で上書きする方法

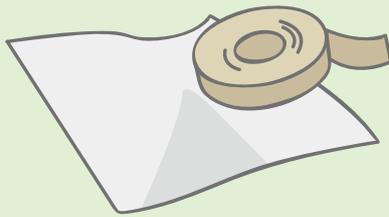
① 壁面の洗浄



壁面が汚れたままだと、塗料が塗りづらく剥がれやすくなってしまいます。

水等を使って洗浄した場合は、十分に乾燥させます。

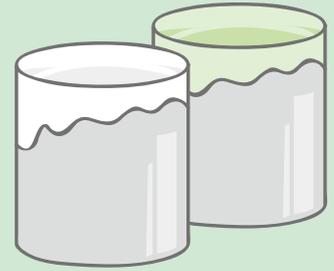
② 飛散防止



塗料が飛び散ったり、余計な部分まで塗料が付着しないよう、マスキングテープや布で養生します。

特に地面は、塗料が垂れやすく、見落としがちな箇所なので注意してください。

③ 塗料の準備



塗装後目立たないように、下地と同色の物を用い、場合により調色(色あわせ)します。

④ 塗装する



ローラー(大きな面)や刷毛(細部)を使ってムラなく塗装します。

⑤ 消去完了



塗装面が乾燥するまで、「ペンキ塗りたて」等の表示をしてください。

その2

消去剤を使う方法

①消去剤との相性を確認する



始めに、使用する消去剤によって、「落書きが消えるか」「下地を痛めないか」などを確認するため、少量を目立たない場所に試して様子を見ます。
特にプラスチック類の場合は、本体に影響を与える可能性もあるので慎重に扱ってください。

②消去剤を塗る



消去剤は、スプレータイプ、液状タイプとありますが、それぞれの特性に合わせて塗布します。

③消去剤を浸透させる



消去剤塗布後、2～3分待ち消去剤を浸透させます。
食品用ラップ等を用いて蒸発を防ぐと効果が上がります。

④ふき取る



消去剤が十分に浸透した後、ぞうきん等でふき取ります。

⑤繰り返す



落書きが残っているようであれば、②から④を繰り返します。

⑥消去完了



消去剤による消去には限界があり、下地の素材によっては完全に消去出来ない場合があります。

シールはがしの方法

● 落書き消去剤を用いたシールはがし ●

① 消去剤との相性を確認する



落書きの消去と同様に、下地を痛めないかなどを確認してください。

② 消去剤を塗る



ビニールコーティングされたシールは、ビニール部分をはがしてから行なうと消去剤が浸透しやすくなります。

③ 消去剤を浸透させる



消去剤塗布後、5～6分待ち消去剤を浸透させます。
食品用ラップ等を用いて蒸発を防ぐと効果が上がります。

④ はぎ取る



スクレイパー（へら）等を使ってシールをはがします。

⑤ ふき取る



残った粘着部分は、消去剤をかけながらぞうきん等でふき取ります。

⑥ 除去完了



シールの種類によっては、この方法で除去出来ない場合があります。

こんな時どうする

落書きしている人を発見したら

- ・落書き行為は、犯罪ですので、お近くの警察署へ通報してください。
- ・直接注意することは、トラブルに巻き込まれる場合がありますので、避けてください。



自身の管理している建物等に落書きされた

- ・落書きへの対応は、管理者の方が行なうこととなりますので、消去などの対応を検討してください。
- ・市では消去用具類の貸出しを行なっています（P2参照）ので、市交通・地域安全課にご相談ください。

落書きされている場所を発見したら

- ・管理者がはっきりしている物（相模原市〇〇課が設置した看板など）の場合は、直接、管理者に通報してください。
- ・管理者が不明の事案につきましては、市交通・地域安全課にご連絡いただければ、管理者等を調べて、対応を依頼します。

<参考 連絡先一覧>

・消去用具類の貸出し ・管理者不明の落書き	相模原市	交通・地域安全課	042-769-8229
・市道の立体交差、 ガードレールなど		緑土木事務所 津久井土木事務所 中央土木事務所 南土木事務所	042-775-8818 042-780-1417 042-769-9235 042-749-2215
・公園内の落書き		公園課	042-769-8243
・落書き行為の発見	神奈川県警察	津久井警察署 相模原北警察署 相模原警察署 相模原南警察署	042-780-0110 042-700-0110 042-754-0110 042-749-0110

落書き消去活動の紹介

市では、これまでに実施した消去キャンペーンや予定している消去活動に関する情報をホームページで公開しています。

本手引きとともに、地域などで落書き防止活動を実施する際の一助となれば幸いです。

(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/bouhan/031173.html>)



落書き防止の手引き

発行 相模原市 市民局 交通・地域安全課

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042 (769) 8229

発行日 平成28年4月
